

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年3月11日(水) 午前10時00分から午前10時20分

2 開催場所 倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 20人

会 長 11番 花巻 修二 委員

会長代理 1番 難波 明朗 委員

会長代理 3番 福武 勝行 委員

委 員

4番 氏家 寿子 委員 5番 井上 保邦 委員 7番 諏訪 愿一 委員

8番 石井 守 委員 9番 菱川 修二 委員 10番 中野 恒夫 委員

12番 堀 幹宏 委員 13番 中西 公仁 委員 14番 三宅 勝 委員

15番 大村 孝志 委員 16番 野口 國治 委員 18番 白神 博之 委員

19番 山本 義弘 委員 20番 平井 正敏 委員 21番 矢野 秀典 委員

23番 岩田 英明 委員 24番 小野 健児 委員

4 欠席委員 4人

2番 吉田 幸夫 委員 6番 阿部 省悟 委員 17番 田邊 洋樹 委員

22番 難波 朋裕 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

5番 井上 保邦 委員 7番 諏訪 愿一 委員 16番 野口 國治 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の規定による許可処分の報告について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第5号 農地法第18条の規定による通知について

報告第6号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局次長 佐々木 輝幸 事務局主幹 中村 英樹 事務局主幹 成田 裕次

事務局主任 日下部 啓司 事務局主任 小野 政浩 事務局主任 小山 八穂子

事務局副主任 剣持 裕典

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 佐々木次長	(開会 午前10時00分) 定刻となりましたので、ただいまから3月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、花巻会長、議事進行をよろしくお願いいたします。
花巻会長 (以下「議長」)	ただ今から、令和2年3月の総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は20名です。 在任委員24名の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。 まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 倉敷市農業委員会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
各委員 議 長	【異議なしの声】 それでは、議席番号15番 大村 孝志 委員、議席番号16番 野口 國治 委員 にお願いします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の成田主幹と、日下部主任を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。 続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2, 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局 剣持副主任	【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】 剣持です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて8件の申請がありました。 その内の1件につきまして、お手元にお配りしている取下げ表のとおり3月4日付で取下げがなされました。 権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。 【議案第1号、1番から8番について調査票をもとに説明】

	1 番については、先月の審議時点で申請農地が田から畑への農地改良中であり、バラスが敷かれていたため保留となっていました。 その後、農地改良が完了しバラスも撤去され、追加の書類である営農計画書も提出され、今後営農の見込みがあると判断できるため許可との意見でした。 その他の案件につきましては別紙調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。 今回の案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、4 番については取下げ、その他の案件につきましては調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の8件は、4 番については、取り下げが出されましたので、4 番を除く7件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第1号の8件について、4 番は取り下げ、残す7件は、許可と決定いたします。 議事を進めます。3 頁をご覧ください。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局 中村主幹	【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】 中村です。説明させていただきます。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3 頁に3 件の申請がございました。 次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。 【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】 1 番につきまして、前回保留分ですが、この申請人は昨年12月2日に今回申請地の西側にある別の農地で農地改良の届出を提出しておりますが、この届出をした農地について、農地をバラス等で埋め立てていたため、保留となっていました。 このため、農地を適正に利用するよう是正を求めたところ、バラスはおおむね撤去され、作付けできる状態になっていました。 この件につきまして、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、申請人が、是正をしているため、許可意見とのことでした。 2 番と3 番についてですが、特に問題はございませんでした。

	以上により、今回申請のありました3件について、3件とも許可意見のことでした。 許可意見とされた3件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 この3件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の、3件については、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第2号の、1番から3番の3件については許可と決定します。 続きまして、4頁をご覧ください。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局 中村主幹	【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】 中村です。説明させていただきます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から6頁にかけて10件の申請がございました。 次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。 【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】 今回申請のありました10件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。 また、許可意見とされた10件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 この10件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の10件については許可意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第3号の1番から10番を許可と決定

事務局 小山主任 議 長	します。 続きまして、7頁をご覧ください。 議案第4号「農用地 利用集積計画 について」を議題とします。 おそれいます、井上委員、諏訪委員、野口委員、に關係する案件があります。 農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。 （ 井上委員、諏訪委員、野口委員、退席 ） それでは、事務局から説明をお願いします。 【 議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明 】 小山です。それでは説明させていただきます。 議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、7頁から17頁にかけて79件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。 利用権の種類の内訳は、賃貸借が21件、使用貸借が58件です。 また、利用期間の更新は28件で、新規は51件です。 今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地所有適格法人によるものが6件、一般法人によるものが12件、農地利用集積円滑化団体の仲介によるものが2件、その他は個人です。 面積は、農地利用集積円滑化団体による重複分を含めて170,744.5㎡です。 借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。 なお、31番から33番 借り手の住所について少し補足説明させていただきますと、申請者は止むを得ない事情により住民票を広島市中区に残したままですが、玉島地区において税理士・行政書士事務所を開業しており、実際の居所及び生活拠点はこちらに存在します。 そのことは本人からの提出資料により確認したうえで、十分に農業を営む見込みがあると判断し、玉島地区協議会でもご承認をいただきました。 以上から、議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、79件とも承認が相当と判断します。 なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。
--	--

	から40頁にかけて8件の通知が農業委員会に提出されました。 以上2号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、3号から5号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。 次に41頁をお開きください。 報告第6号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが41頁に2件の取り止め届が農業委員会に提出されました。 報告案件については以上です。 ご確認のうえ、ご承認をお願いします。
議 長	事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、なにかご質問がありますか。
各委員	【質問なしの声】
議 長	ご質問がないようですので、報告第1号から報告第6号についてはすべて確認、了承いただきました。
事務局 佐々木次長	ありがとうございました。 以上で、すべての審議、報告が終わりました。 事務局から何かありますか。 【事務局から連絡事項を伝える】 事務局から連絡事項をお伝えします。 ・・・・・・・・ (次回総会の日程案内) 以上です。
議 長	ありがとうございました。 皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。 皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。 次回総会は4月8日(水)です。 ご出席のほど、よろしくお願いいたします。 それでは、これにて散会いたします。 (閉会 午前10時20分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和2年3月11日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員